

商品名	経営支援資金「活力Ⅲ」新型コロナ対応版
取扱期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日(開始日以前でも可)
対象となる方	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している事業者で次の(1)を絶対要件とし、(2)から(9)のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 必要としている資金について日本政策金融公庫国民生活事業部との協調は行わず、群馬県信用保証協会協調又は全額プロパーでおこない、且つ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること</p> <p>(2) 最近の決算期における売上が前期または前々期に比し5%以上減少している方</p> <p>(3) 最近3ヵ月の売上が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方</p> <p>(4) 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方</p> <p>(5) 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化している方</p> <p>(6) 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方</p> <p>(7) 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引き前損益または経常損益で損失を生じている方</p> <p>(8) 前期の決算期において、税引き前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方</p> <p>(9) 前期の決算期において、税引き前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方</p> <p>※セーフティネット保証、危機関連保証を利用する場合は市町村の認定が必要となります。</p>
限度額	1,000万円以内 (プロパー有担保3,000万円以内、保証協会付は承認額) 限度額は、真水分額で旧債借り換えは上乗せ可能
資金使途	運転資金
返済期間	8年以内(元金据え置き期間1年以内)
返済方法	元金均等分割弁済又は元利均等分割弁済のいずれか
利率	所定の利率とする。(セーフティネット保証の場合は▲0.5%優遇) ※緊急関連保証を利用する場合は、本制度を利用せず、群馬県制度はFタイプの利用をお願いします。
担保・保証人	担保・・・個別協議とする。 保証人…経営者保証を付してください。 ※経営者保証のガイドラインを希望する場合は申し出ください。

※上記資金以外に、当組合では金融円滑化のため、経営支援資金活力、短期活力、当座貸越活力、日本政策金融公庫協調サポート資金を用意していますのでご利用ください。